

農業委員会だより

令和7年4月 第69号(年2回発行) 編集・発行:板橋区農業委員会 電話 3938-5114



<じゃがいも収穫体験の様子>

令和7年度都市農業振興イベント開催予定

日程	イベント
5月1日(木)	茶摘み体験
5月9(金)~11日(日)	春季植木市(高島平駅前)
5月11(日)~16日(金)	さつきフェスティバル (展示会、即売会、園芸教室)
6月14日(土)、 16(月)~19日(木)	農業収穫体験 (じゃがいも)
10月上旬	秋季植木市(高島平駅前)
11月8日(土)	農業収穫体験 (大根、人参)
11月8(土)、9日(日)	板橋農業まつり
令和8年1月7日(水)	新春七草がゆの集い



<昨年のさつきフェスティバルの様子>

令和6年度農業功労者・第64回企業的農業経営顕彰の受賞

令和7年2月20日に昭島 FOSTER ホールにおいて、第66回東京都農業委員会・農業者大会が行われ、板橋区からは2名の方が受賞されました。誠にありがとうございます。

〈受賞者の紹介〉

○安井 一郎 様 令和6年度農業功労者（東京都農業会議会長感謝状）

昭和52年から就農し、親から耕作指導を受け、大根・なす・きゅうりなど、鮮度の良い野菜を生産・出荷されています。

また、地域における青少年健全育成事業に20年以上携わり、子どもたちの収穫体験の実施、郷土芸能である「田遊び神事」伝承者の一員であるなど、地域での農業振興に多大なるご貢献をいただいております。

さらに、平成26年5月から1年間、及び令和2年7月から現在に至るまで、農業委員として都市農地の保全と、農地利用の最適化を積極的に推進し、区内の農業振興並びに板橋農業の発展に寄与されています。



〈写真中央〉

○荻野 耕一 様 第64回企業的農業経営顕彰（東京都農業会議会長賞 野菜部門）

農業従事者の高齢化や、後継者不足が課題となる中、後継者世代の代表として、板橋農業後継者の会の「若葉の会」の立ち上げの際に運営に携わり、板橋農業の発展にご尽力いただきました。

平成9年に就農し、現在は東京都エコ農産物認証を受けた生産者であり、経営の合理化に取り組まれています。

また、複数のハウスをお持ちで、年間を通してトマトやキュウリなどを生産しているほか、露地においても季節に合わせて多種多様な板橋野菜を生産されており、JA東京あおば直売所への出荷、庭先での販売のほか、区補助制度を活用した野菜無人販売機も設置しており、地域の消費者に新鮮な農産物を安定的に供給されています。



〈写真中央〉

農業の担い手を育成するための取組みについて

<成増農業体験学校について>

将来「農の支え手」として区内農業と農業技術を継承できる人材を育成するため、農業従事に興味のある区民を対象として、農産物の生産に必要な知識・技術を座学や実技を通して習得することを目的としています。

●講習内容等

- (1) 通年型講習会：年間カリキュラムを通じて、農作業の基礎的な知識・技術の習得。
- (2) 短期型講習会：1コース5日間の短期型講習。(春夏と秋冬の2コースを予定。)
- (3) 体験型イベント：各種野菜の収穫等体験イベント。(夏と秋の2回実施予定)

●実施場所

成増農業体験学校（成増四丁目17番）

<令和7年度農業スキル育成講習について>

本講習は、区内農業者（染宮利章農業委員）の指導による実践的な実技指導を行い、農作物を育て、成果物を提供できるまでの技術を持った「農のサポーター」の育成を目的としています。

●講習内容等

農作物を栽培するにあたり、必要な技術・知識（安定した収量・品質の確保の為の高度な農薬の使用方法、土壌づくり等）の習得。

●受講場所

農業体験農園（赤塚五丁目22番）等

<農のサポーター制度について>

本制度は、農業スキル育成講習修了者等、農作物を育て、成果物を提供できる技術を持つ人材を「農のサポーター」として登録し、将来的に収穫体験事業や学校給食食材提供事業の農作物を生産できるまでの技術を持つ人材の育成・農の担い手の確保を目的としています。

●活動内容

- (1) 区内農業者（染宮利章農業委員）の指導の下で、収穫体験事業や学校給食食材提供に関わる農作物の栽培。
- (2) 令和7年度農業スキル育成講習指導補助

●農のサポーター登録人数

6名

●活動場所

農業体験農園（赤塚五丁目22番）等



<農業スキル育成講習の様子>

区民農園用地を探しています

区民農園は、毎年募集区画を上回る申込みがあり、抽選を行うほど人気のある事業になっています。このため板橋区では、区民農園の新規開設に向けて、借用可能な農地を探しています。また、円滑化法の施行により、生産緑地も貸借がしやすくなりましたので、詳しくは、赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。

板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金のご案内

板橋区では、農業振興及び農地保全を目的とした推進事業費の補助金制度があります。

農業用ハウス施設の設置や補修費、トラクターなどの大型農機具の購入のための経費、板橋区民農園の整備経費など、条件を満たした方を対象に総事業経費の3分の1を補助する補助事業を行っております。

農機具の購入を考えている、或いは農機具が壊れてしまった等ございましたら、まずは赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

相続や共有持分の放棄、法人の合併等により農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の届出が必要です。権利を取得した日から10か月以内に農業委員会にお届けください。

また、権利を取得した農地（生産緑地以外）を転用する場合は、農地法第4条、または農地法第5条の届出が必要です。届出が受理されると転用ができるようになります。

※ 転用とは、農地を農地以外（建物を建てる、駐車場にするなど）に利用することです。

農業委員への女性登用の推進について

政府の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定。）において、農業の発展、農村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要であり、地域をリードする女性農業者を育成し、農村に関する方針策定への女性の参画を推進するため、特に農業委員、農業協同組合の役員等に占める女性の割合の向上に向けた取組を推進することが定められました。板橋区においても、女性登用に向けて積極的に取組んでまいります。

農業者年金加入で大きなメリットを

農業者年金は、加入者・受給者数などの影響を受けにくい積立方式（確定拠出型）の公的年金です。また、支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となります。税制のメリットを受けながら、将来確実に年金（もしくは一時金）として受け取ることができます。加入資格等詳しくは農業委員会事務局までご連絡ください。

（農業者年金のお申込みはJAの窓口になります。）

